

消防消第 32 号
平成16年2月6日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について（通知）

現在、政府においては、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）[※]について、批准を視野に入れた検討を、厚生労働省を中心に行っています。

本条約は、締結国が雇用及び職業につき、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別をなくすことを目的とするものでありますが、我が国においては、基本的には憲法第14条に一般的に法の下での平等が規定されており、雇用、職業の分野においては、労働基準法、職業安定法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等に基づき差別に対する施策が講じられています。

しかしながら、本条約は、雇用及び職業に関する広汎な差別を対象としていることから、詳細な検討及び批准に当たっての準備手続が必要であります。このため、消防庁においては、本条約上の適用に関する国内法制との整合性等について、国際労働機関（ILO）に対して質問を行うなど、関係省庁との連携を図りつつ、取組を進めておりますが、市町村の消防本部においても、こうした動きと歩を一にした積極的な検討・取組が求められます。

つきましては、このたび、本条約の批准に向けた検討を進める中で、特に、現行の国内法制を踏まえ、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配意されるとともに、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 採 用

消防職員の採用については、地方公務員法第13条に規定される平等取扱の原則及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第2条に規定される基本的理念に基づき、男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要

があること。

例えば、採用試験においては、その試験結果によって、男女別の合格者数に偏りが生じることはあり得るが、受験者を募集する時点において、男女別の採用予定人数を示すことは適当でないこと。

2 職 域

現行の国内法制上、労働基準法第64条の3第2項及びこれに基づく厚生労働省令（女性労働基準規則）において、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務等が、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害であるとして、女性一般の就業が制限されていること。しかしながら、この就業制限を理由として、警防業務・職域のすべてから排除することは適当でなく、職域制限について合理的に解し、女性消防職員の職域の拡大が図られるよう、積極的な取組が求められること。

3 庁舎等の環境整備

(1) 消防本部

近年、女性消防職員を採用する消防本部は増加傾向にあるが、女性消防職員の採用実績のない消防本部において、女性消防職員の就業に必要な施設等（例えば、女性用の仮眠室、女性トイレ等）を有しておらず、近時の財政状況にかんがみ、予算措置が伴わないことから、これらの庁舎等の整備は、今後も困難とする事案が見受けられる。

こうした環境整備については、一定の予算措置が必要であるものの、これらの実際上の理由は、相当の期間にわたる未整備状態の継続を容認するものとはならないと解されること。したがって、採用の動向・推移を考慮の上、計画的な整備を図ることが望ましいこと。

なお、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則においては、男女別の仮眠室やトイレの設置について規定していること（労働安全衛生法第23条、事務所衛生基準規則第17条第1項第1号、第20条第1項）。

(2) 消防学校

消防学校において女性消防職員の受入に係る環境整備が不十分であることを理由として、消防本部における女性消防職員の採用が抑止されないように、(1)と同様に、所要の施設等の整備について計画的な取組を図ること。

※ ILO第111号条約

本条約は、1958年ILO（国際労働機関）第42回総会で採択されたものであり、昨年7月現在の批准国は159カ国であり、主要先進国首脳会議参加国（G8）中の未批准国は、日本及び米国のみとなっている。